

基本水量の引下げ及び
上下水道料金としての改定率統一の検討について

令和 2年 2月12日

目次

I 基本水量の引き下げの検討	1
1. 水道料金体系における基本水量の変更	2
1.1 現行の料金体系	3
1.2 基本水量を8m ³ とした場合の料金体系	4
1.2.1 料金体系	4
1.2.2 改定後の料金体系	5
1.2.3 新料金体系での試算	6
2. 下水道使用料体系における基本水量の変更	7
2.1 現行の使用料体系	8
2.2 基本水量を8m ³ とした場合の使用料体系	9
2.2.1 使用料体系	9
2.2.2 改定後の使用料体系	10
2.2.3 新使用料体系での試算	11
3. 総括	12
3.1 検討結果	13
3.2 結論	14

目次

II	上下水道料金としての改定率統一の検討	15
1.	検討方法について	16
1.1	検討手順	16
1.2	ランク別水量の統一	17
1.3	上下水道料金の改定率	18
1.4	上下水道料金単価の一律改定	19
2.	検討結果	20
2.1	改定後の水道料金体系及び 下水道使用料体系	20
2.2	改定後の水道料金及び下水道使用料	21
3.	結論	22

I 基本水量の引き下げの検討

1. 水道料金体系における基本水量の変更

1.1 現行の料金体系

現行の水道料金体系は以下のようにになっており、基本水量を10m³に設定しています。

また、少量使用者の負担軽減を図るため、逦増型従量料金制を採用しており、使用水量が多くなるほど1 m³当たりの金額が段階的に高くなる仕組みとなっています。

用途	基本料金	基本水量	超過料金 (1m ³ につき)	
一般用等	984円	10m ³ まで	11~20m ³	174円
			21~30m ³	229円
			31~40m ³	263円
			41~50m ³	297円
			51~100m ³	325円
			101~200m ³	375円
			201~500m ³	417円
			501m ³ ~	422円

1.2 基本水量を8m³とした場合の料金体系

1.2.1 料金体系

基本水量を10m³から8m³に変更する場合、一部の水量ランクが変更されます。
今回は新たに9m³から10m³のランクを追加しています。

用途	基本料金	基本水量	超過料金 (1m ³ につき)	
一般用等	786円 (▲198円)	8m ³ まで (▲2m ³)	9~10m ³ (追加)	99円 (追加)
			11~20m ³	174円
			21~30m ³	229円
			31~40m ³	263円
			41~50m ³	297円
			51~100m ³	325円
			101~200m ³	375円
			201~500m ³	417円
			501m ³ ~	422円

※赤字は現行体系からの変更内容を示します。

1.2 基本水量を8m³とした場合の料金体系

1.2.2 改定後の料金体系

前頁の体系から改定率に見合った単価を設定します。

改定後の新料金体系は以下のとおりです。

用途	基本料金	基本水量	超過料金 (1m ³ につき)	
一般用等	716円 (▲268円)	8m ³ まで (▲2m ³)	9~10m ³ (追加)	90円 (追加)
			11~20m ³	166円 (▲8円)
			21~30m ³	219円 (▲10円)
			31~40m ³	251円 (▲12円)
			41~50m ³	284円 (▲13円)
			51~100m ³	310円 (▲15円)
			101~200m ³	358円 (▲17円)
			201~500m ³	398円 (▲19円)
			501m ³ ~	403円 (▲19円)

※赤字は現行体系からの変更内容を示します。

1.2 基本水量を8m³とした場合の料金体系

1.2.3 新料金体系での試算

基本水量を8 m³とした料金体系にて1ヶ月の水道料金を算定すると以下のとおりとなります。
基本水量を引き下げた影響により、11m³以上使用した場合の減額改定が減少していきます。

使用量 (m ³ /1ヶ月)	改定前	改定後	現行差	現行からの 改定率
8m ³ まで	984円	716円	(▲268円)	▲27.2%
10m ³	984円	896円	(▲88円)	▲8.9%
20m ³	2,724円	2,556円	(▲168円)	▲6.2%
30m ³	5,014円	4,746円	(▲268円)	▲5.3%
40m ³	7,644円	7,256円	(▲388円)	▲5.1%
50m ³	10,614円	10,096円	(▲518円)	▲4.9%
100m ³	26,864円	25,596円	(▲1,268円)	▲4.7%
500m ³	189,464円	180,796円	(▲8,668円)	▲4.6%
1000m ³	400,464円	382,296円	(▲18,168円)	▲4.5%

※ (税抜き額)

2. 下水道使用料体系における基本水量の変更

2.1 現行の使用料体系

現行の下水道使用料体系は以下のようにになっており、基本水量を10m³に設定しています。

また、少量使用者の負担軽減を図るため、逦増型従量料金制を採用しており、使用水量が多くなるほど1 m³当たりの金額が段階的に高くなる仕組みとなっています。

用途	基本使用料	基本水量	従量使用料単価 (1m ³ につき)	
一般汚水	670円	10m ³ まで	11~20m ³	95 円
			21~30m ³	115 円
			31~50m ³	135 円
			51~100m ³	155 円
			101~500m ³	175 円
			501~1000m ³	195 円
			1001~5000m ³	215 円
			5001~10000m ³	230 円
			10001m ³ ~	245 円

2.2 基本水量を8m³とした場合の使用料体系

2.2.1 使用料体系

基本水量を10m³から8m³に変更する場合、一部の水量ランクが変更されます。今回は新たに9m³から10m³のランクを追加しています。

用途	基本使用料	基本水量	従量使用料単価 (1m ³ につき)	
一般汚水	536円 (▲134円)	8m ³ まで (▲2m ³)	9~10m ³ (追加)	67円 (追加)
			11~20m ³	95 円
			21~30m ³	115 円
			31~50m ³	135 円
			51~100m ³	155 円
			101~500m ³	175 円
			501~1000m ³	195 円
			1001~5000m ³	215 円
			5001m ³ ~10000m ³	230 円
			10001m ³ ~	245円

※赤字は現行体系からの変更内容を示します。

2.2 基本水量を8m³とした場合の使用料体系

2.2.2 改定後の使用料体系

前頁の体系から改定率に見合った単価を設定します。

改定後の新使用料体系は以下のとおりです。

用途	基本使用料	基本水量	従量使用料単価 (1m ³ につき)	
一般汚水	728円 (+58円)	8m ³ まで (▲2m ³)	9~10m ³ (追加)	91円 (追加)
			11~20m ³	139円 (+44円)
			21~30m ³	169円 (+54円)
			31~50m ³	198円 (+63円)
			51~100m ³	228円 (+73円)
			101~500m ³	257円 (+82円)
			501~1000m ³	286円 (+91円)
			1001~5000m ³	316円 (+101円)
			5001m ³ ~	338円 (+108円)

※赤字は現行体系からの変更内容を示します。

2.2 基本水量を8m³とした場合の使用料体系

2.2.3 新使用料体系での試算

基本水量を8m³とした使用料体系にて1ヶ月の使用料を算定すると以下のとおりとなります。
基本水量を引き下げた影響により、11m³以上使用した場合の改定率が増加していきます。

使用量 (m ³ /1ヶ月)	現行体系	改定後	現行差	現行からの改定率
8m ³ まで	670円	728円	(+58円)	8.7%
10m ³	670円	910円	(+240円)	35.8%
20m ³	1,620円	2,300円	(+680円)	42.0%
30m ³	2,770円	3,990円	(+1,220円)	44.0%
40m ³	4,120円	5,970円	(+1,850円)	44.9%
50m ³	5,470円	7,950円	(+2,480円)	45.3%
100m ³	13,220円	19,350円	(+6,130円)	46.4%
500m ³	83,220円	122,150円	(+38,930円)	46.8%
1000m ³	180,720円	265,150円	(+84,430円)	46.7%

※ (税抜き額)

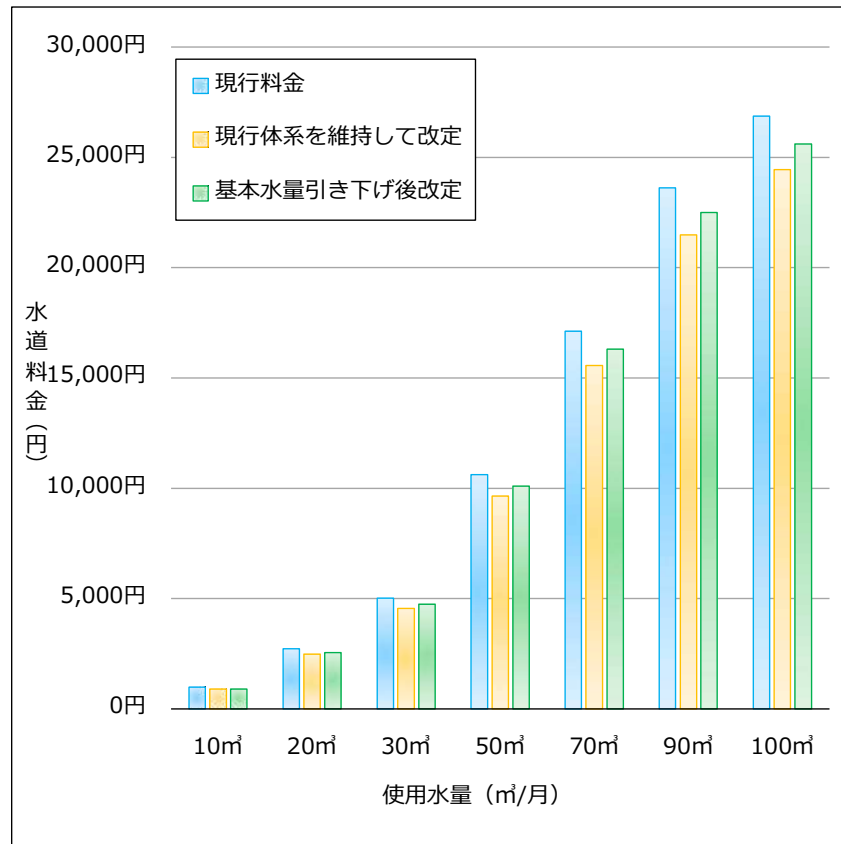
3. 総括

3. 総括

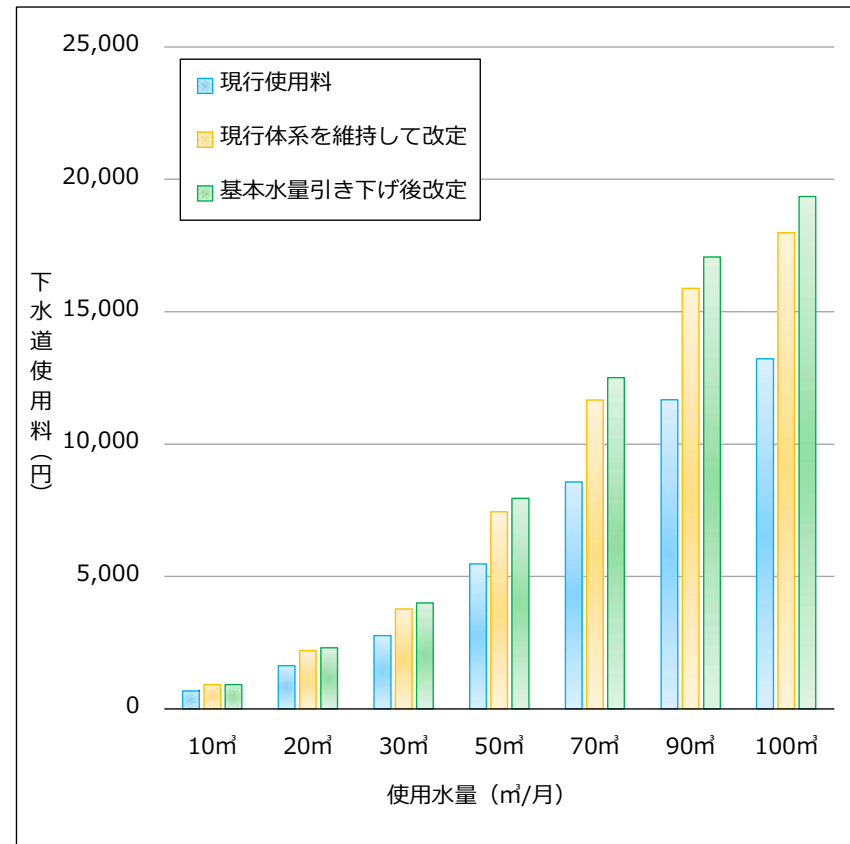
3.1 検討結果

水道料金、下水道使用料ともに、基本水量を8 m³とした場合、現行体系を維持して改定した場合と比べ、多量使用者の負担が非常に大きくなることを見込まれます。

<水道>



<下水道>



3. 総括

3.2 結論

以下の事由により、今回の改定では基本水量の引き下げは行わないこととします。

(1) 水道料金体系

- 適正な基本水量の検証が十分に行われていないこと。
- 現状の料金体系は、既に少量使用者に配慮した体系となっていること。
- 基本水量を 8 m^3 とした場合、水量が 10 m^3 / 月を超過する使用者は、減額改定が減少し、公平な料金改定とならないこと。

(2) 下水道使用料体系

- 適正な基本水量の検証が十分に行われていないこと。
- 現状の下水道使用料体系は既に少量使用者に配慮した体系となっていること。
- 基本水量を 8 m^3 とした場合、多量使用者に対してより多くの負担を強いることとなること。

ただし、本市においても少子高齢化や単身者世帯の増加などに伴って世帯規模が縮小し、少量使用者の割合が大きくなっていくことが考えられるため、基本水量の変更については、今後検討を進めていきます。

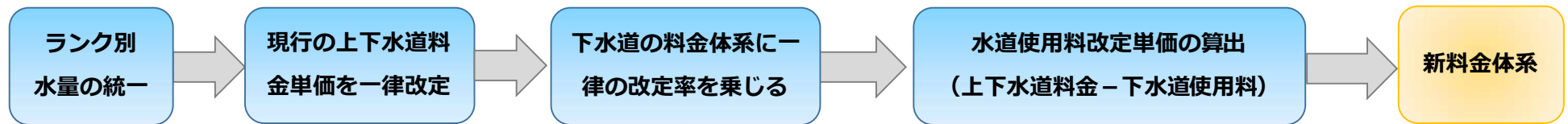
Ⅱ 上下水道料金としての改定率統一の検討

※ 水道料金及び下水道使用料は、それぞれの事業ごとに算定されているものです。それを前提としたうえで、前回のご意見に沿って、上下水道料金としての改定率を統一することについて検討します。

1. 検討方法について

1.1 検討手順

- 現行の料金体系は、上下水道ともに水量ランクが異なっているため、水量ランクを統一し、下水道使用料の改定率を固定としたうえで検討します。
検討手順は以下に示すとおりです。



1. 検討方法について

1.2 ランク別水量の統一

- 現行の水道料金体系と下水道使用料体系において31m³以降は、異なった使用水量ランクに設定されており、水量ランクを統一すると以下のとおりとなります。

<統一前の料金体系>

水道		下水道	
水量ランク	単価	水量ランク	単価
10m ³ まで	984円	10m ³ まで	670円
11~20m ³	174円	11~20m ³	95円
21~30m ³	229円	21~30m ³	115円
31~40m ³	263円	31~50m ³	135円
41~50m ³	297円	51~100m ³	155円
51~100m ³	325円	101~500m ³	175円
101~200m ³	375円	501~1000m ³	195円
201~500m ³	417円	1001~5000m ³	215円
501m ³ ~	422円	5001~10000m ³	230円
		10001m ³ ~	245円



<統一後の料金体系>

水量ランク	水道	下水道	上下水道
10m ³ まで	984円	670円	1,654円
11~20m ³	174円	95円	269円
21~30m ³	229円	115円	344円
31~40m ³	263円	135円	398円
41~50m ³	297円	135円	432円
51~100m ³	325円	155円	480円
101~200m ³	375円	175円	550円
201~500m ³	417円	175円	592円
501~1000m ³	422円	195円	617円
1001~5000m ³	422円	215円	637円
5001~10000m ³	422円	230円	652円
10001m ³ ~	422円	245円	667円

1. 検討方法について

1.3 上下水道料金の改定率

- 水道料金を一律▲9%、下水道使用料を一律36%改定した場合の上下水道料金の改定率は以下に示すとおりです。
- 今回は、月10m³使用した場合の上下水道料金の改定率（9.2%）を固定として検討します。また、下水道使用料においては、増額改定が前提となるため、改定率を36%に固定します。
- したがって、改定後の上下水道料金単価から改定後の下水道使用料単価を差し引き水道料金単価を設定しました。

＜水道料金と下水道使用料を一律改定した場合の料金表＞

使用水量	10m ³			16m ³			20m ³		
	上水	下水	計	上水	下水	計	上水	下水	計
改定前	984円	670円	1,654円	2,028円	1,240円	3,268円	2,724円	1,620円	4,344円
改定後	896円	910円	1,806円	1,844円	1,684円	3,528円	2,476円	2,200円	4,676円
現行差	▲88円	+240円	+152円	▲184円	+444円	+260円	▲248円	+580円	+332円
改定率	▲8.9%	35.8%	9.2%	▲9.1%	35.8%	8.0%	▲9.1%	35.8%	7.6%

1. 検討方法について

1.4 上下水道料金単価の一律改定

- 現行の水道料金単価と下水道使用料単価を合わせた料金に対して、一律9.2%を乗じます。

水量ランク	現行	改定後	現行差	改定率
10m ³ まで	1,654円	1,806円	+152円	9.2%
11~20m ³	269円	294円	+25円	9.3%
21~30m ³	344円	376円	+32円	9.3%
31~40m ³	398円	435円	+37円	9.3%
41~50m ³	432円	472円	+40円	9.3%
51~100m ³	480円	524円	+44円	9.2%
101~200m ³	550円	601円	+51円	9.3%
201~500m ³	592円	646円	+54円	9.1%
501~1000m ³	617円	674円	+57円	9.2%
1001~5000m ³	637円	696円	+59円	9.3%
5001~10000m ³	652円	712円	+60円	9.2%
10001m ³ ~	667円	728円	+61円	9.1%

2. 検討結果

2.1 改定後の水道料金体系及び下水道使用料体系

(水道料金体系)

(下水道使用料体系)

用途	基本料金	基本水量	超過料金 (1m ³ につき)		用途	基本使用料	基本水量	超過使用料 (1m ³ につき)	
一般用等	896円 (▲88)	10m ³ まで	11~20m ³	165円 (▲9円)	一般汚水	910円 (+240円)	10m ³ まで	11~20m ³	129円 (+34円)
			21~30m ³	220円 (▲9円)				21~30m ³	156円 (+41円)
			31~40m ³	251円 (▲12円)				31~40m ³	184円 (+49円)
			41~50m ³	288円 (▲9円)				41~50m ³	184円 (+49円)
			51~100m ³	313円 (▲12円)				51~100m ³	211円 (+56円)
			101~200m ³	363円 (▲12円)				101~200m ³	238円 (+63円)
			201~500m ³	408円 (▲9円)				201~500m ³	238円 (+63円)
			501~1000m ³	409円 (▲13円)				501~1000m ³	265円 (+70円)
			1001~5000m ³	404円 (▲18円)				1001~5000m ³	292円 (+77円)
			5001m ³ ~	399円 (▲23円)				5001m ³ ~	313円 (+83円)

2. 検討結果

2.2 改定後の水道料金及び下水道使用料

- 下水道使用料については、一律+36%の改定率となりますが、水道料金は▲9%となります。

使用水量 (1ヶ月)	現行料金			改定後			改定率		
	水道	下水道	上下水道	水道	下水道	上下水道	水道	下水道	上下水道
10m ³	984円	670円	1,654円	896円	910円	1,806円	▲ 8.9%	35.8%	9.2%
20m ³	2,724円	1,620円	4,344円	2,546円	2,200円	4,746円	▲ 6.5%	35.8%	9.3%
30m ³	5,014円	2,770円	7,784円	4,746円	3,760円	8,506円	▲ 5.3%	35.7%	9.3%
40m ³	7,644円	4,120円	11,764円	7,256円	5,600円	12,856円	▲ 5.1%	35.9%	9.3%
50m ³	10,614円	5,470円	16,084円	10,136円	7,440円	17,576円	▲ 4.5%	36.0%	9.3%
100m ³	26,864円	13,220円	40,084円	25,786円	17,990円	43,776円	▲ 4.0%	36.1%	9.2%
500m ³	193,664円	83,220円	276,884円	184,486円	113,190円	297,676円	▲ 4.7%	36.0%	7.5%
1000m ³	404,664円	180,720円	585,384円	388,986円	245,690円	634,676円	▲ 3.9%	36.0%	8.4%

3. 結論

以下の事由により、上下水道料金の改定率を統一することは適切ではないと考えられます。

- 水量ランクを統一し、下水道使用料の改定率を一律とした場合、水道料金における改定率が▲9%から下回るため、利益乖離分を還元しきれない等、水道事業として適正な料金水準とならない恐れがあること。
- 上下水道料金の改定率を統一することは可能であると考えられますが、現在の水道料金及び下水道使用料は、当初より事業形態に沿った水量ランクと単価を設定しており、別の事業の料金体系を考慮した料金設定は、独立採算を原則とする地方公営企業においては困難であると考えられること。